議会の機能

ぜんこく しぎかいじゅんぽう

8月25日 毎月3回5の日に発行

開催した。

同フォー ラムは、

地方分権

ム」を東京・日比谷公会堂で 国市議会議長会研究フォーラ

本会は8月3日、第1回

全

第1回研究フォーラム開催

第1625·26号 定価 1部20円

発行 全国市議会議長会

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-4-2 TEL 03 (3262) 5237 発行人 大竹 邦実 http://www.si-gichokai.gr.jp



ネリスト(写真右)と-森・四日市市議会議長ら ーディネーター(写真左)

田大学大学院教授が「分権時 述べたのち、北川正恭・早稲

本会会長が開会あいさつを

代と二元代表制」をテーマに

め開催されたもの。 なる機能向上策を研究するた れるなか、市民の負託と信頼 体としての役割が一層期待さ に的確に応えるべき議会の更 都市に対する基礎的自治

経験者による基調講演や市議 関係者が参加するなか、学識 会議長らによるパネルディス 1000人を超える地方議会 カッションが行われた。 当日は、 はじめに、主催者の国松誠 議員、 議会事務局職員ら

議員のあるべき姿について、 型社会から地方分権型社会へ と移行したのちの地方議会や キーワードとして、中央集権 基調講演。「北京の蝶々」を 加」をテー 講演要旨は2面に掲載。 |元代表制の観点から述べた マとし、 地方議会と市民



市議会議長、 副議

策研究大学院大学教授、 スカッションを行った。 ・ディネーター にパネルディ パネリストは、飯尾潤・政 世古

あいさつする 国松会長

市民に対する情報が著しく少 非常に期待しているものの、 政策形成の芽が出ており 慎二・四日市市議会議長の4 新聞社地方部編集委員、中森 表理事、中西晴史・日本経済 NPO研修・情報センター代 穂・金沢大学大学院教授

制に基づいた機能強化を図る べきと主張した。 飯尾氏は、 議会の二元代表

必要性を説いた。 緒に政策を作る協働型議会の 中西氏は、地方議会に 続いて世古氏は、 市民と一

る予定

会

本

る取組事例等を紹介した。 の視点から、四日市市が制 ないと指摘した。 した市民自治基本条例に対す また、議長の中森氏は現場

ションを締めくくった=概要 たいとし、パネルディスカッ では各議会から実践例の報告 は近く掲載予定。 を求めて、さらに議論を深め これらの討論を受け、 次回の研究フォー ラム

15日から16日にかけて開催す ムは、熊本市で平成19年10月 なお、第2回研究フォー

国家公務員の給与勧告 を

国会と内閣に勧告した。据え ず、現行水準に据え置くよう 勤勉手当(ボーナス)を改定せ 与について、月例給と期末・ 年度の国家公務員一般職の給 置きは16年度以来2年ぶり。 人事院による給与勧告は、 人事院は8月8日、平成18

ほぼ均衡しているため改定を 月例給、期末・勤勉手当とも その結果、 公務員と民間の

正な給与を確保する機能を有

公務員の給与水準を民間

償措置として、

職員に対し適

公務員の労働基本権制約の代

仁・中央大学法学部教授をコ

人事院

行わないこととした。

00人以上から50人以上に改 方法について見直しを行い、 を基本に毎年行っている。 企業の水準と均衡させること の範囲拡大などを行った。 対象となる民間企業の従業員 めるとともに、月例給の比較 比較対象企業規模を従来の1 今年度から官民給与の比較 06」に盛り込まれている。 月に決定した「骨太方針20 改革の一環として、政府が7 については、公務員の人件費 較のための調査対象の見直し 俸給制度、

どの実施を求めている。 5年間で実施するとしてい 般にわたる改革を18年度以降 る。19年度からの改定として 給与構造改革の全体像を 地域手当の支給割合の改定 特別調整額の定額化 広域異動手当の新設 人事院は、昨年の勧告時 諸手当制度全 示

ΙŔ

効率的に機能しました。

の街は自分でつくろうという 民の行政参画を促し、自分達 ば、大きな学習効果になり市

当に変わります。

ンが起こって、この国は本

ることです。未成熟な社会、

た経営資源を全て中央に集め

「カネ」「情報」といっ

モノが不足した社会などで

して掲載します。 ムにおける、北川正恭・早稲田大学大学院教授の講演を要約 立ち位置変えて分権自 8月3日に開かれた第1回全国市議会議長会研究フォーラ

の変化をもたらすという意味 が予想を遥かに超えたマクロ 起こす。ミクロの「ゆらぎ」 流の乱れが、巨大な嵐を引き たきという、ごくわずかな気 れる例え話です。蝶々の羽ば の効果)」という学説で使わ タフライ・エフェクト (蝶々 たくと、ニューヨークでハリ ケーンが生じる」これは、「バ 「北京で1羽の蝶々が羽ば

が、首長や地方議員の仕事だ 町を一生懸命歩き回ること ってきました。霞が関や永田 権」という思い込みの中で育 の立ち位置が変わるという話 日は「北京の蝶々」を縦糸に と思い込んできましたが、今 をしてみたいと思います。 中央集権とは、「ヒト」「モ これまで我々は、「中央集 地方分権によって今後

うと思います。 えられないだろ 市民の期待に応 中央集権から分権自治へと推 あると思います。すなわち、 後は立ち位置を変える必要が 熟しモノは充足したので、今 の しなければ、主権者である 分権をします へと変化していますから、 結果、現在の日本社会は成 しかし中央集権による政 一化した社会から多様な社

5 80%、市町村の事務で40%ぐ 事務が多かった。県の事務で 治体が行う仕事は、機関委任 くなります。今までの地方自 方が大きく変わらざるを得な すると、今までの議会のあり にすることになります。 そう いありました。

と、首長さんは

大な権力を手

早稲田大学大学院教授

北川

正恭

ます。このため、首長は巨大 ちんと担保されたことになり 定受託事務に分けられまし 務が廃止され、自治事務と法 しかし、現在は機関委任事 国と地方の対等関係をき

合があります。 な権限を握り独走を始める場 が、議会の力も増加します。 では、首長の権限も増します るのは議会の役割です。分権 付けてもらいたいと思いま よって、もっと皆さんに力を を始めた場合、歯止めを掛け いいのですが、間違った独走 良い独走なら

かざるを得ません。自分達で したから、自分達で生きてい 機関委任事務が廃止されま

> り二元代表制です。 に重要になってきます。

になろうと思っております。 れが分権であり、議会の役割 あり方を存分に議論する。 こ 事機能、条例制定機能を大い ▼議会自ら羽ばたこう 皆さんには、議決機能 発揮していただき、地域の 議

見解ですが、こういった街の 喜んでおります。私の個人的 で作成されており、私は大変

つま ことになると思います。

最近、自治基本条例が全国

く。これが分権自立です。 ら、そこに資源を集中してい 校教育を徹底する」と決めた ない。農業で生きていく「学 で、「自分達は工場誘致をし を熟思していただければと心 な選択を市民に問うのが一番 から期待しています。自分達 分権社会になったら、多様 議員提案で自治基本条例 そし

いと思います。 これからの選挙は、

達の街をどうしようというこ き込んでいく。そして、自分 いう動きが起こり、市民を巻 うやってつくりましょう」と た議員から「自分達の街はこ ます。国に憲法があるよう 仕事ではないかと思っており 憲法を作ることこそが議会の とで徹底的に議論する。 これを2~3年も続け 分権後は市民から選ばれ

を持って選挙民が選ぶ習慣を 良い選挙だと思います。責任 身に付けないといけな

分権時代と二元代表制 なって羽ばたいていただきた さんには、「北京の蝶々」と 策の大転換を図ることが出来 トを皆さんに作っていただ よう」。 そういうマニフェス これをやめて、あれを達成し う」「今まではこうだったが はこうやってつくっていこ になると思います。どうか皆 れば、本当に素晴らしいもの 市民と共有することで政 そうすれば大きなハリケ ら「約束」型へと変わ ります。「自分達の街 確実に「お願い」型か

> って作ったから出来たので などを懸命に作っていただき 基本条例あるいは個別の条例 す。どうか皆さんには議会で 立ち上がっていただき、自治 行政評価法も情報公開 条例を地方自治体が頑張

時代の議会のあり方を徹底 ほとんどをまとめ上げ、 に模索されています。 条例を作ろうと。そして既に 基本条例があるなら議会基本 三重県四日市市では、自治 分 権

った。自分が変わったら、 て変わった。つまり改革と えようと思った。 変わらなか 変えようと思いました。しか ります。 ある大政治家が国を いこうではありませんか。 お互いが響き合い国を変えて どん全国に情報発信をしてい し変わらなかった。 組織を変 こうと思います。ですから、 このような善政競争を、 地方が変われば、国が変 自分を変えることです。 地方公共団体OBがどん 全 我

と申し上げ、話を終わらせて めた時、この国は必ず変わる なって、自らが自らを変え始 いただきます。 すなわち「北京の蝶々」と

基調講演】

くっていかなければいけな 構想し、正しいと思う街をつ 重要なことです。 確に出てくることこそが大変 が違うという、その違いが明 い。海の町と山の町では特色

議事機関としての役割が非常 がら必要ですが、更に議決・ ら、監視機能の強化も当然な 会の議決事項になりますか 今後は、ほぼ全ての案件が議 は出来ませんでした。しかし 関して、議会が関与すること 今までは、機関委任事務に

部や全身への強い衝撃によ

事故やスポー ツ障害等での頭

な苦痛を強いられている。 族らは肉体的、精神的に大変

そのため意見書では、患者

脳脊髄液減少症とは、

交通

その他

【合計】

【総合計】

減脳 少髄 症液 の研 究・治療推進」が急増

6月定例会の 意見書・決議の状況

では、難治性の「むち打ち症」の原因として注目されている「脳脊髄液減少症の研究・治 療等の推進」を求めるものが今回急増、最多となっている。 とに、6月定例会を中心に決議した意見書・決議の状況をまとめた。それによると、(上) 全国市議会議長会は、このほど、各市議会から任意に送られた意見書・決議の写しをも

国的に診断・治療が行われる よう 患者の実態調査の実施 数など実態を明らかにし、 全 二本松 奈 議 良 長

保険の早期適用 めている。 立後、新しい治療法に対する なる研究の推進と診断法、治 療法の早期確立 治療法の確 などを求

(上)

議 会 事

尼崎 畠山郁朗 (7·11) 市川清純 (7·10)

支援体制の確立 病気のさら と患者・家族に対する相談 副議長 周 南 尼崎 本松 奈良 立 米 宮川 子津 小田桐信勝 (7·11) 松 加藤和信 (7·11) 坂 氏 田 友 一 (7 · 19) 小田彰彦 (7 · 19) 小田彰彦 (7 · 19) 24 24 22 (7 · 19) 森田一成

7.5

桶川 夕 張 事務局長

佐藤憲道 (7・1)

熊谷

長島俊平 (7・

24

都 岩 城 国

我嶋教央(7・1) 岩﨑長一(7・1)

日高裕文 (7・1)

米村 松井義夫 (7 谷口喜弘 (7 茂田絹子(7・ 弘 (フ 19

本紙第16

2

| 24) | 20 | 19) |
|-------------|--------------|--------------|
| お詫びして訂正します。 | は、立脇通也」の誤りでし | 氏名が「立脇道也」とある |

3

14]

54]

[

5

594]

[1274]

議会トピックス

쿭

| まる まの」と判断さ を の」と判断さ | かし、 | して注目さ | する病気であど様々な症状 | け、頭痛、脳脊髄液 |
|--------------------------------|-------|-------------------|-----------------|------------|
| れっれ | 病気はこれ | ている。 の原 | | 痛、めまい慢性的に漏 |
| 意見書・決議の議決状況(上) |) | (18. | 5 . 1~18 | 3.7.31) |
| 件名 | 泛 | 記見書 | 決 | 議 |
| 【税・財政】 | ľ | 101] | ľ | 0] |
| 真の地方分権実現のための地方財政・地 | • | 53 | • | - 2 |
| 方交付税の改革 | | | | |
| 自治体財政の充実強化 | | 27 | | |
| 地方分権改革の推進 | | 17 | | |
| その他 【地方行政・議会・選挙】 | ľ | 4 25】 | ľ | 10] |
| 国勢調査制度の改善 | • | 13 | | 101 |
| 公的機関の役割重視と住民サービス向上 | | 5 | | |
| 衆議院小選挙区、県議会議員選挙区の見 | | 1 | | 7 |
| 直し | | | | |
| その他 | , | 6 170 1 | , | 3 |
| 【医療・保健衛生】 脳脊髄液減少症の研究・治療等の推進 | [| 170】 90 | [| 1] |
| 医師・看護職員確保対策の充実 | | 29 | | |
| 「がん対策推進法」の早期制定 | | 17 | | |
| 医療制度改革での国民負担増の反対 | | 6 | | |
| 「進行性化骨筋炎」の難病指定 | | 5 | | |
| 乳幼児医療費無料制度の創設など | | 5 | | |
| 被爆者に対する援護の適正な推進 | | 3 3 | | 1 |
| 地域医療の充実 その他 | | 3 12 | | 1 |
| 【教育・文化】 | ľ | 144] | Ţ | 0] |
| 義務教育費国庫負担制度の堅持と次期教 | • | 83 | • | - 2 |
| 職員定数改善計画の実施 | | | | |
| 少人数学級の早期実現 | | 26 | | |
| 教育基本法改正の慎重審議等 | | 14 | | |
| 教育予算の拡充 高校教育に関する指針などにより統廃合 | | 11 3 | | |
| となる高等学校の存続 | | 5 | | |
| 長野県の高校改革プラン実施計画で地域 | | 3 | | |
| 合意のない部分の撤回等 | | | | |
| その他 | | 4 | | |
| 【農林・水産】 | [| 117] | [| 0] |
| 米国産牛肉の拙速な輸入再開反対と万全なBSE対策の実施 | | 78 | | |
| 「品目横断的経営安定対策」の対象要件 | | 12 | | |
| の小規模、家族農業経営者への適用 | | | | |
| WTO農業交渉での上限関税の導入反対 | | 11 | | |
| など日本の提案実現 | | | | |
| 抜本的な都市農業振興策の確立 | | 4 3 | | |
| 残留農薬のポジティブリスト制度の充実 その他 | | 3 9 | | |
| 【公害・環境保全】 | ľ | 37】 | ľ | 3] |
| 森林の違法伐採問題への取り組み強化 | • | 21 | • | |
| 一般林政の具体的施策の実施及び地球温 | | 7 | | |
| 暖化防止森林吸収源対策の着実な推進 | | _ | | |
| 水俣病問題の全面解決と地域の再生・振 | | 4 | | |
| 興 その他 | | 5 | | 3 |

が規定されています。

会 議 時 間

午後4時まで」のように本会 本会議を行う時間が規定され 議を開くことができる時間帯 ています。これを会議時間と 会議時間は「午前10時から 各市議会の会議規則には、

まで」と規定されている市議 間が「午前10時から午後3時 開くことが可能です。ただし る場合、議長は後に述べる会 を開かざるを得ない状況であ の都合により11時から本会議 会において、通常は10時から 会議の傍聴者等に本会議を開 議時間の変更の手続きを行う 会議を開いているが、準備等 も本会議を開くことが可能で た会議時間内であればいつで この場合でも、他の議員や本 ことなく午前11時に本会議を 議長は会議規則に定められ 例えば会議規則で会議時

く時間が通常と異なることを

ることが必要と考えます

更といいます。 ります。これを会議時間の変 議時間の延長を行う必要があ 議が行われる場合、議長は会 定めた会議時間を越えて本会 が終了せず、かつ会議規則に 定していた時間までに本会議 会議の議事が長引き、当初予 変更には該当しませんが、本 ば会議規則上の会議時間の 議規則に定めた時間帯であ なお、本会議の開始時間

規則が定める人数以上の議員 とになっています。 会議時間の変更を決定するこ 論を用いないで会議に諮って が異議を申し出た場合は、討 とができますが、これに会議 であると認めた場合に行うこ にあるとおり、議長が必要 会議時間の変更は、会議規

場合、会議時間の変更が必要 前9時」に変更、つまり繰り から」とされているのを「午 えば会議規則では「午前10時 変更することも可能です。例 規則上は本会議の開始時間を が多いと思われますが、会議 げることが可能です。この 会議時間の延長によるもの 会議時間の変更はこのよう

申し出が事実上不可能な場合

当・本橋謙治

ている他の議員からの異議の

後など、会議規則に認められ 直前や前回の本会議を閉じた

でも会議時間の変更は可能で

- 5 -

知するなど適切な対応をと

好き』をキーワードに「日本 度でも日本一の塩竈です。 味も日本一なら、寿司屋の密 どをネタとする寿司は絶品で 市場に水揚げされたマグロな している港町/塩竈市での取 で一番住みたいまち」をめざ そこで、『元気・安全・大 |陸の沖合で獲れ、 民に政策目標を公表

則

たある全国紙の見出しです。

早々の平成15年5月、管理職 市長との約束

あると考えます。 するなど慎重な対応が必要で な意見調整を行った上で決定 への諮問など議会内での十分 (全国市議会議長会

と判断された時期が会議時間

を繰り上げようとする会議の

日報社)、地方議会用語辞典 議会運営の実際第一巻 (自 務提要 (ぎょうせい 【参考文献 (ぎょうせい) 、議会運営実

あることから、その決定につ らの異議の申し出は不可能で 述べたとおり事実上、議員か す。ただし、この場合は先に

いて議長は、議会運営委員会

ジに公表したことを記事にし

『一年後には達成状況も』

『HPに数値目標』

を掲げた佐藤昭市長は、就任 『計画のときから市民 市民へのマニフェスト 情報公開で透明な市政』

課長の政策目標をホームペー 一予算配分に市民の理解を』 これは、本市がこの6月、部 部課長のやる気一目瞭然と

塩竈魚

り組みを紹介します。

塩竈市(宮城

県

塩竈の寿司屋は味も密度も日

まで認識を共にしたミッショ が語り合ってきました。 議論を踏まえて市長と部課長 う実現していくか、職場での や予算に計上された課題をど 翌年には、部長も「ミッショ である「チャレンジ」を作成 込みが盛り込まれた政策目標 ときに、課長の仕事への意気 と個別に面談しました。その ン(使命)」を作成し、施政方針 こうして、市長から担当者

市民と双方向の議論

「ミッショ ン・チャ レン

文・写真は塩竈市提供)

点施策137件が盛り込まれ

と、それを実現するための重

た。これには45件の政策目標 版として市民に公表しまし 4年目を迎え、2006年度 ンとチャレンジの取り組みは

映させます。 親しみやすいように部長の顔 ールアドレスを設けたほか、 見を寄せる際の利便性を考え ダから790%に削減。など 当たりのごみ排出量を840 やすくするために『一人一日 ジ」には、市民が理解し評価し を公表し、次年度の政策に反 示しました。また、市民が意 は、1年間の取り組みと成果 写真を載せました。年度末に て担当部ごとに電話番号とメ と目標や達成時期を数値で表

がありました。 を得る必要がある、 算配分を公開して市民の理解 での市政運営は事業目的や予 た背景には、厳しい財政の下 このような取り組みを始め

のメールが寄せられました。 を耳にすると誇り高く感じ 竈」を目指していきます。 本で一番住みたいまち/塩 な」とか、「情報化時代に向け る。三日坊主に終わらせる 身の方たちからは「いい情報 アップして間もなく、本市出 思わぬ反響と励まし これからも市民と共に「日 政策目標をホームページに 地方発信で頑張って」と